



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 7 4 号 令和 6 年 3 月 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 1 1	令和 5 年度徳島県一般会計補正予算（第 8 号）の要領を公表する件	財政課
1 1 2	令和 6 年度前期技能検定を実施する件	産業人材育成センター
1 1 3	令和 6 年度随時技能検定を実施する件	同
1 1 4	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課
1 1 5	特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件	出納局 公共入札検査課

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
3	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	
4	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和六年二月十五日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第八号）の要領を次のとおり公表する。

令和六年三月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第百二十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和六年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和六年三月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和六年七月十四日（日曜日）	令和六年六月六日（木曜日）から同年九月八日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和六年九月九日（月曜日）から同年十一月十三日（水曜日）まで）の間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十三歳未満の者であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四十条第一項に規定する被保険者であるもの（以下「二十三歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあっては六千百円、二十三歳未満の者であつて同項に規定する被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあっては一万六百元）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工、塗装（建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和六年八月十八日（日曜日）				
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工	一級及び二級	令和六年八月二十五日（日曜日）				
園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装、フラワー装飾	一級及び二級	令和六年九月一日（日曜日）				

塗料調色

単一等級

円、二十三歳未満の非被
保険者が三級を受ける場
合にあつては一万三千七
百円）
三級（高等学校等の在校生
が受ける場合に限る。）
全職種 四千四百円（二
十三歳未満の者が受ける
場合にあつては、二千九
百円）

二 受検申請書の提出期間

令和六年四月三日（水曜日）から同月十六日（火曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十六日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会に配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。

徳島県告示第百十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和六年度随時技能検
定を次のとおり実施する。

令和六年三月一日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 後藤田 正 純

職 種	等級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、 鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニ ウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカス ト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント 配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニッ ト製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具 製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建 具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プ ラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施 工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、と び、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、 鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内 装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエル ポイント施工、表装、塗装、工業包装	三級及 び基礎 級	徳島県職業能力開発協会が別 に指定する日	徳島県職業能 力開発協会が 別に指定する 場所	三千百円	機械検査及び婦人子供服製 造 一万五千百円 その他の職種 一万八千二百円	
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工 、建築板金（内外装板金に限る。）、工場板金、 めっき（電気めっきに限る。）、仕上げ（機械組 立仕上げに限る。）、機械検査、電子機器組立て 、電気機器組立て（回転電機組立て及び配電盤・	二級					

制御盤組立てに限る。）、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造（靴下製造に限る。）、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造（貼箱製造に限る。）、印刷、製本、プラスチック成形（射出成形及びブロー成形に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工（石材加工に限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事及びカーテン工事に限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に限る。）、工業包装

二 受検の制限

二級の受検については受検しようとする職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り、三級の受検については受検しようとする職種に係る基礎級に合格した者に限り、受検することができる。

三 受検申請書の受付期間

随時受け付ける。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

四 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

五 受検申請書の用紙の配布

受検申請書の用紙は、徳島県職業能力開発協会が配布する。ただし、郵送による場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、宛先を明記し、百四十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒（A列四番サイズ以上）を同封すること。

六 その他

この検定の詳細については、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二一 二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会（電話〇八八 六六三 二三一六）に問い合わせること。

徳島県告示第百十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和六年三月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六及び二九

の三

徳島県告示第百十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(一)
- 2 工事箇所 鳴門市撫養町立岩（第一工区）
- 3 工事概要

改築工事のうち建築工事一式

メインスタンド 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上四階建て

延べ面積 約七千六百平方メートル

- 4 施工期間 契約締結日の翌日から令和八年七月三十一日まで
- 5 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）を適用する。）
- 6 この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に承認を得て、紙入札方式により参加することができる。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から4までの全てに該当する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることとする。

1 共同企業体が、(一)から(五)までの事項の全てに該当すること。

(一) 構成員数は、二又は三であること。

(二) 結成方式は自主結成とし、この工事においてその構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(三) 各構成員の出資比率が、構成員の数が二の場合は三十五パーセント以上、構成員の数が三の場合は二十五パーセント以上であること。

(四) 名称は「代表構成員名・構成員名・構成員名 鳴門総合運動公園野球場改築工事共同企業体(1)」とすること。

(五) 徳島県建設工事共同企業体取扱要綱に定める要件を全て満たしていること。

2 全ての構成員が、(一)から(五)までの事項の全てに該当すること。

(一) 令和五年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に建設工事の種類が「建築一式工事」で記載されている者であること。

なお、この公告の日（以下「入札公告日」という。）において当該名簿に記載されていない者は、令和五年徳島県告示第百九十八号（令和五年度における特定調達契約のうち建設工事請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法を定めた件）により、この入札の入札参加資格審査申請

書の提出期限までに資格審査の申請を行わなければならない。

(二) 令和六年度の参加資格業者名簿に建設工事の種類が「建築一式工事」で記載されている者（一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書を受理されている者を含む。）であること。

(三) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(四) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。

(五) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき排除措置の対象となっていない者であること。

(六) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條の二十三第一項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（この工事に係る入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）の提出日前一年七月以内の審査基準日のうち直近のものに限る。）の写しを提出できる者であること。

(七) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者で、県が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の再審査を受けているものについては、これらの申立てがなされていない者とみなす。

(八) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

(九) この工事に係る設計業務等の受託者でない者であり、かつ、当該受託者と資本金又は人財面において密接な関連がない者であること。

3 代表構成員が、(一)から(五)までの事項の全てに該当すること。

(一) 建築工事業に係る建設業法第三条第六項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

(二) 2の(六)の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が千二百点以上の者であること。

(三) (1)及び(2)の事項の全てに該当する建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）のための工事の元請として、平成二十年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引渡し完了した工事に係る施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が二十パーセント以上のものに限る。

(1) 一棟の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が七千六百平方メートル以上であること。

(2) 主要用途が陸上競技、球技その他これらに類する競技の観覧場であること。

(四) (1)から(4)までの事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者で

あること。

なお、この工事は、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- (1) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者
- (2) 建設業法第二十七条の十八第一項に規定する監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び同法第二十六条第五項に規定する講習を受講した旨を証する書面を有する者
- (3) イから八までの事項の全てに該当する建築のための工事の元請として、平成二十年四月一日から入札公告日までの間に完成し、引渡しが完了した工事における工期の二分の一を超える期間において、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する政令で定める者としての施工経験を有する者であること。
なお、低入札価格調査制度に基づき増員して配置した技術者としての施工経験は対象としない。また、共同企業体の構成員の技術者等としての施工経験は、出資比率が二十パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。
イ 一棟の延べ面積が七千六百平方メートル以上であること。
ロ 階数が四以上で、主たる構造が鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であること。
ハ 主要用途が工場、倉庫その他これらに類するものでないこと。
- (4) 開札日以前において代表構成員と三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- (5) 構成員のうち最大の施工能力を有し、出資比率が最大であること。

4 代表以外の構成員が、(一)及び(二)の事項の全てに該当すること。

- (一) 2の(六)の総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が八百四十点以上の者であること。
- (二) (1)及び(2)の事項の全てに該当する専任の技術者をこの工事に配置できる者であること。
 - (1) 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の国家資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者
 - (2) 開札日以前において当該構成員と三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

三 契約条項を示す場所及び期間

1 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当

2 期間

令和六年三月一日（金曜日）から同年四月十九日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日）を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時まで

を除く。)

四 入札説明書（入札概要書、設計図書等をいう。以下同じ。）の閲覧の場所及び期間並びに交付の方法

1 閲覧の場所

徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））
<https://e-pji.pref.tokushima.lg.jp/bbs/open/front>

2 閲覧の期間

令和六年三月一日（金曜日）午前九時から同年四月十九日（金曜日）午後十二時まで

3 交付の方法

入札説明書を2の期間、徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲示する。

五 入札に参加する者に求められる事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書等を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

1 提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

2 受領期間、提出場所等

(一) 電子入札システムにより提出する場合

令和六年三月四日（月曜日）午前八時三十分から同月十五日（金曜日）正午まで
（電子入札システムの運用時間に限る。）

(二) 持参により提出する場合

(1) 受領期間

令和六年三月四日（月曜日）から同月十四日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月十五日（金曜日）の午前九時から正午まで

(2) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当

(三) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(1) 受領期間

令和六年三月四日（月曜日）から同月十五日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

六 入札参加資格審査申請書等の記載内容を証する書類の提出

入札参加資格審査申請書等を提出した者は、その記載内容を証する書類を次に定める

ところにより提出しなければならない。

1 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

2 受領期間、提出場所等

(一) 持参により提出する場合

(1) 受領期間

令和六年三月十八日（月曜日）及び同月十九日（火曜日）

なお、この場合は、令和六年三月四日（月曜日）から同月十四日（木曜日）まで（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）及び同月十五日（金曜日）の午前九時から正午までの間に電話予約をしなければならぬ。

(2) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一〇一会議室（入札室二）

(3) 電話予約の連絡先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

電話 〇八八 六二一 二六三三

(二) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(1) 受領期間

令和六年三月四日（月曜日）から同月十九日（火曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

七 入札手続等

1 入札書及び工事費内訳書等の提出方法

電子入札システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムによる提出ができない場合は、事前に承認を得て、持参又は郵送により提出することができる。

2 入札書及び工事費内訳書等の提出の期間及び場所

(一) 電子入札システムにより提出する場合

令和六年四月十七日（水曜日）午前八時三十分から同月十九日（金曜日）正午まで（電子入札システムの運用時間に限る。）

(二) 持参により提出する場合

(1) 期間

令和六年四月十七日（水曜日）及び同月十八日（木曜日）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）並びに同月十九日（金曜日）の午前九時から正午まで

(2) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 出納局公共入札検査課公共入札担当

(三) 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合

(1) 期間

令和六年四月十七日（水曜日）から同月十九日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

3 開札の日時及び場所

(一) 日時

令和六年四月二十二日（月曜日）午前十時五分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一一〇一会議室（入札室二）

4 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(一) 入札保証金

免除

(二) 契約保証金

要

6 入札の無効

(一) 五により入札参加資格が認められなかった者、五若しくは六について虚偽の申請等をした者又は五により入札参加資格の確認を受けたが落札決定の時点において二の1から4までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなった者の行った入札

(二) 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第二十四条各号又は競争契約入札心得第五の各号のいずれかに該当する入札

(三) 入札説明書で無効と定める入札

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、8の落札者決定基準により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、8の落札者決定基準により得ら

れた評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき同じ評価値の者が二者以上ある場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

8 落札者決定基準

予定価格の制限の範囲内で入札を行った全ての入札参加者について、開札終了後に、既に提出されている入札参加資格審査申請書等その他資料に基づき(一)の総合評価の方法により評価値の算定を行い、評価値の最も高い者を落札者として決定する。ただし、その入札が無効又は失格となった場合及び有効な入札を行った者が一者の場合は、評価値の算定は行わない。

(一) 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に對して、次の方法により算出される評価値をもって総合評価を行う。

評価値 = (基礎点 + 加算点) ÷ 入札価格 (単位：徳円)

基礎点は、入札参加資格の要件を満足する場合に100点とする。

加算点は、次の方法により算出する。

加算点 = (二)の入札の評価に関する基準により算出された得点の合計 + 低入札による減点 (減点措置の期間に該当する場合にあっては、当該減点措置の区分に応じ・10点又は・20点) ÷ 132点 (配点の合計) × 30点

評価値は、小数第三位 (小数第四位四捨五入) 止めとする。

加算点は、小数第一位 (小数第二位四捨五入) 止めとする。

入札価格は、徳円単位とし、小数第五位 (小数第六位切上げ) 止めとする。

(二) 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目及び配点は、次の表のとおりとする。

評価項目	配点
技術提案	四十点
簡易な施工計画	四十点
企業の施工能力	二十点
配置予定技術者の施工能力	十点
地域貢献度	七点
地域精通度	十五点

八 契約手続に関する事項

- 1 この工事の請負契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要である。
- 2 この工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和三十九年徳島県条例第十号) 第二条の規定により、徳島県議会の議決が必要である。

- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県土整備部管繕課長寿命化・企画担当

徳島市万代町一丁目一番地

電話 〇八八 六二一 二六一四

- 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

九 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 問合せ先

郵便番号 七三〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当

電話 〇八八 六二二 二六三三三

十 Summary

- 1 Subject Matter of the Contract
Tokushima Prefectural Naruto Sports Park Baseball Stadium Construction Work
- 2 Period for the submission of tenders
Electronic bidding system Opens at 8:30 on April 17th, 2024 and closes at 12:00 on April 19th, 2024
Hand delivered submissions: April 17th, 2024 and April 18th, 2024 from 9:00 to 17:00(office will be closed from 12:00 to 13:00) or April 19th, 2024 from 9:00 to 12:00
Postal submissions: Must be delivered between April 17th, 2024 - April 19th, 2024
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Accounting Bureau, Public Bidding and Inspection Division
1-1 Bandai-cho Tokushima City
Phone: 088-621-2633

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「特定非営利活動法人とくしま県民活動プラザ」を

「特定非営利活動法人と
独立行政法人水資源機

くしま県民活動プラザ
構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月1日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県徳島名西警察署の部石井庁舎署所在地の項から石井町藍畑駐在所の項までを削り、同部石井町浦庄駐在所の項を次のように改める。

石井町交番	名西郡石井町高川原字南島194番地5	名西郡のうち 石井町
-------	--------------------	---------------

第2条の表徳島県美馬警察署の部署所在地の項を削り、同部脇町うだつ交番の項を次のように改める。

脇町うだつ交番	美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1	美馬市のうち 脇町のうち 字拝原 字曾江名 字西赤谷の一部 大字脇町 大字猪尻 大字北庄 新町 田上 字新山 字天神 字段 字段名 字中段 字小丸 字国見丸 字芋尻 字羽出床 字白木 字西大谷 字鼓尾 字神楽田 字東大谷
---------	--------------------	--

第2条の表徳島県三好警察署の部署所在地の項を次のように改める。

池田交番	三好市池田町シマ930番地3	三好市のうち 池田町のうち トウゲ ヤマダ シマ ハヤシ シンマチ サラダ イケミナ ミ マチ ウエノ イタノ シ ンヤマ ヲウトウ ウエマツ トウリン クヤウジ ヤサン 州津雛田 州津片山 州津堂面 州津西ノ久保 州津藤ノ井 州津大深田 州津宮ノ久保 州 津大佐古 州津蔵谷 州津葛ケ 久保 州津井関 州津滝端 州 津乳ノ木 州津坂口 州津西端 州津中津 西山神田 西山山 上志垣 西山所佐古 西山大佐 古 西山西ノ上 西山笹塚 西
------	----------------	--

山寒常端 西山南岡 西山滝端
西山宮ノ前 西山岡田 西山
東内 西山西川見 西山横滝
西山堂附 西山久良羅 西山上
蔭 西山蔭 西山乳ノ木 西山
乳ノ木道北 西山西谷 西山岸
ノ上 西山中塚 西山宮ノ西
西山宮ノ東 西山下ノ浦 西山
登リ尾 西山坪尻 西山西ノ岡
西山落 西山山神ノ上 西山
中尾 西山横佐古 西山上中尾
西山谷浦 西山上久保 西山
津寺 西山船原 西山経塚 西
山大田 西山屋久根 西山大北
西山北畑 西山川原 西山岸
端 西山古野 西山立谷 西山
込野 西山木屋床 西山峯ノ久
保 西山中岡 西山流畑 西山
床西 西山引地ケ尾 西山古田
西山東谷 西山東佐古 西山
太夫地 西山石休場 西山岡屋
敷 西山林 西山中内 西山堀
リ 西山宮ノ北 西山檜ノ下
西山上堂附 西山佐古 西山久
保ノ上 西山引地 西山新居屋
西山久保 西山土無 西山本
西谷 西山本南岡 西山岡ノ花
西山下谷 西山谷口 西山休
場 西山穴漬 西山谷尻 西山
枇杷木谷 馬路烏帽子尾 馬路
大泉 馬路大岩 馬路陰ノ前
馬路鍛冶屋 馬路加重 馬路金
年 馬路久保 馬路源氏岡 馬
路五軒 馬路桜渕 馬路城尾
馬路底之谷 馬路高瑞 馬路竹
ノ内 馬路立石 馬路谷奥 馬
路中重 馬路寺道 馬路土居
馬路堂ノ久保 馬路堂面 馬路
成年 馬路西岡 馬路西谷 馬
路西堂面 馬路西之坊 馬路芭

蕉 馬路馬場 馬路一ツ打 馬路平尾 馬路深川 馬路双子布
馬路坊城 馬路松ノ下タ 馬路丸山 馬路水之久保 馬路峯川 馬路峯友 馬路宮ノ下モ
馬路森ノ下タ 馬路安長 馬路横持 馬路嫁之淵 馬路龍登
大利大田 大利ヲニイシ 大利久尾 大利蔵谷 大利国畑 大利コニワ 大利崎谷 大利佐古
大利下大田 大利田尾 大利出会 大利西峯 大利野田 大利花熊 大利日浦 大利日浦山
大利平石 大利古田 大利古畑 大利宮平 大利宮平影 大利休場 佐野馬路境 佐野瀬戸
谷 佐野林 佐野雉野谷 佐野和田岡 佐野和田 佐野東谷 佐野森常 佐野初作 佐野池谷
佐野東三谷 佐野牛頭 佐野西三谷 佐野佐太恵 佐野北沼谷 佐野西沼谷 佐野南沼谷
佐野高毛 佐野金氏 佐野淵ノ元 佐野北大境 佐野南大境 佐野入道窪 佐野立石 佐野井
堀 佐野大坪 佐野上根引 佐野下根引 佐野大内 佐野丸山 佐野藤ノ岡 佐野合路 佐野
葛籠口 佐野足田 佐野丸田 佐野大上 佐野尾平 佐野大宗谷 佐野西ノ向 佐野福田井
佐野夫婦岩 佐野菖蒲谷 佐野大場窪 佐野堂ノ本 佐野御供田 佐野中岡 佐野東内 佐野
有安谷 佐野影 佐野長塚 佐野西棚谷 佐野小袖窪 佐野五条 佐野東棚谷 佐野花ノ木
佐野深谷 佐野一里松 佐野中重谷 漆川アイハシリ 漆川古宮 漆川ホドノ田尾 漆川トマ

谷 漆川トヲ谷 漆川ササ尾
漆川犬帰り 漆川森脇 漆川シ
ウシ 漆川西ゴヤシ 漆川常石
漆川クイノ内 漆川北谷 漆
川柳ノ内 漆川大入道 漆川ゼ
ジヤコ 漆川土井 漆川寺内
漆川桑内 漆川カラヤシキ 漆
川コマシゴエ 漆川亀地 漆川
坊岡 漆川田尾 漆川石神 漆
川芋穴 漆川北浦 漆川溝田
漆川日ノ浦 漆川谷合 漆川中
尾 漆川キシダ 漆川ミ子 漆
川岡田 漆川モリワキ 漆川コ
コゲ 漆川ヲンダ 漆川石仏
漆川母岩屋 漆川広谷 漆川小
林 漆川越替 漆川天王 漆川
カケウス 漆川日浦 漆川カイ
ルマタ 漆川ヤスノトヲ 漆川
カゲ 漆川シモヤシキ 漆川朽
野 漆川ハジロ 漆川カズライ
漆川楠木谷 漆川穴ノ内 漆
川フシユウ 漆川ミズタニ 漆
川タノモト 漆川宮ノ谷 漆川
石ノワレ 漆川柚山 漆川水谷
漆川西谷 漆川山ノ神 漆川
ケイ谷 漆川ツバ山 漆川ココ
ヲゲ 漆川池ノ尻 漆川黒岩
漆川大トブ 漆川水ケ岨 漆川
水木山 漆川黒鉄ノ窪 漆川母
ケ岩屋 漆川大ナラノヲ 漆川
下川原 漆川漆川橋ノ向 漆川
大野田 中津川ゴミダニ 中津
川ミチシタ 中津川ミチウエ
中津川ニシクボ 中津川タケダ
ニ 中津川カヅライ 中津川コ
ヤノタニ 中西フナト 中西ナ
ガタ 中西マガリタ 中西サコ
ダ 中西西原 中西ナガウチ
中西ナガノ 中西土井 中西ジ
ンテン 中西テンジン 中西イ

		バ 中西ナシノキ 中西コノ 中西カマトコ 中西ナカヤ 中 西タマノクボ 中西ヤマバタ 中西ヒサゲ 中西タケノウチ 中西ヲウタニ 中西ホガ 中西 ヲカダヲ 中西サルガワ 中西 フルトノ 中西コヤシキ 中西 ナカサコ 中西ヲウヒラ 中西 タテイシ 中西ホリ 中西アイ ノフチ 中西フナイシ 中西ヲ ウクボ 中西ナルタキ 中西フ ジグロ 中西ミヤヲカ 中西フ ロノタニ 中西ホリキリ 中西 ツエタニ 中西カシノウチ 中 西シバツク 中西サキヤマタ 中西丸畠 中西道ノ上 中西両 千 中西北山 中西ナシノ木 白地井ノ久保 白地ウマバ 白 地ノロウチ 白地フコヲヘ 白 地本名 白地大和川 松尾下蔭
--	--	---

第2条の表徳島県三好警察署の部池田町箸蔵駐在所の項から池田町佐野駐在所の項まで及び山城町下川駐在所の項を削り、同部山城町川口駐在所の項を次のように改める。

山城町川口駐在所	三好市山城町大川持590番地7	三好市のうち 山城町のうち 大和川 若山 下川 大川持 寺野 相川 政友 柴川 瀬貝 脇 大月 大谷 佐連 茂地 小川谷 大野 信正 八千坊 黒川 頼広 赤谷 平野 岩 戸 引地 末貞 国政 重実 中野 白川 光兼 仏子 尾又 栗山 池田町のうち 大利青石 大利油田 大利今村 大利大西 大利大東 大利カ ゲヤブ 大利梶岡 大利上尾後 大利京田 大利楠中 大利込 大利城間 大利寿丸 大利平 大利為成 大利中山 大利成 中 大利峯岡 川崎アカ子 川
----------	-----------------	---

崎浅尻 川崎預り 川崎あみご
婦 川崎あみさしの尾 川崎荒
砂 川崎あんこく 川崎居内
川崎石ノ京 川崎井ノ久保 川
崎上ノ山 川崎梅ノ佐古 川崎
大泉 川崎大久保 川崎大坪
川崎岡田 川崎尾林 川崎角見
川崎蔭ケ 川崎かさまつ 川
崎釜戸瀬 川崎上ミ屋敷 川崎
唐谷 川崎京デン 川崎木六
川崎九門名 川崎コシキ 川崎
五拾歩 川崎重兼 川崎下タ井
ノ久保 川崎白カイチ 川崎治
右エ門切 川崎杉ノ下 川崎ス
ケノ 川崎瀬戸田 川崎セリ
川崎千足 川崎銭亀 川崎滝安
川崎タビノクチ 川崎釣井
川崎寺ノ上 川崎トヤノ滝 川
崎堂ノ浦 川崎土橋 川崎中内
川崎中滝 川崎中屋敷 川崎
浪会 川崎西打 川崎西コヤシ
川崎西佐古 川崎入道口 川
崎ハシカ山 川崎羽広 川崎日
裏山 川崎ヒビノ内 川崎ヒヤ
ノ滝 川崎ひよふの 川崎平谷
川崎平野 川崎ふじのとし
川崎渕ノ上 川崎舟守 川崎古
屋敷 川崎坊 川崎正木 川崎
丸山 川崎宮ノ前 川崎むくい
の 川崎山貝 川崎吉ノ木 漆
川黒沢 漆川イシタテ 漆川ニ
シタニ 漆川大平 漆川カゲノ
漆川勘内 漆川ヤナクラ 漆
川シヨブ 漆川石立 漆川不自
由 漆川柳倉 漆川コクドウチ
松尾大申 松尾宮石 松尾黒
川 松尾黒沢 松尾下尾後 松
尾松本 松尾六松
西祖谷山村のうち
小祖谷 坂瀬 下名

第2条の表徳島県三好警察署の部山城町大歩危駐在所の項中「西字」を「西宇」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

徳島県公安委員会規則第四号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「及び一隊」及び「高速道路交通警察隊」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 交通指導課に、高速道路交通警察隊を置く。

第十九条に次の二号を加える。

四 高速道路（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第四十二条第一項に規定する自動車専用道路をいう。次号において同じ。）における交通警察に関すること。

五 高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務に関すること。

第十九条に次の一項を加える。

2 高速道路交通警察隊は、前項に掲げる事務のうち第四号及び第五号の事務をつかさどる。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十八条第三項本文中「人材育成推進室」の下に「、高速道路交通警察隊」を加え、同項の表人材育成推進室の部の次に次のように加える。

高速道路交 通警察隊	高速道路交 通警察隊長	上司の命を受けてその所掌に属する 事務を掌理する。	警 視
	指 導 官	上司の命を受けて高度な知識又は経 験を必要とする事務を処理する。	警 部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処 理する。	警 部

第二十八条第四項の表留置管理課の部留置管理官の項及び地域課の部地域管理官の項中「の統括」を削り、同表鑑識課の部鑑識調査官の項の前に次のように加える。

鑑識管理官	重要特殊事件等の現場鑑識及び鑑定 ・ 検査手続に関すること。	警 視
-------	-----------------------------------	--------

第二十八条第四項の表交通指導課の部交通捜査調査官の項の前に次のように加える。

交通指導管理官	交通の指導及び取締り並びに交通事件捜査に関すること。	警視
---------	----------------------------	----

第二十八条第四項の表公安課の部外事・国際テロリズム対策官の項に次のように加える。

外事戦略官	外事警察の企画及び指導に関すること。	警部
-------	--------------------	----

第二十八条第四項の表警備課の部警備対策官の項の次に次のように加える。

警備調査官	警備方針等の策定及びその実施に関すること。	警部
-------	-----------------------	----

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。